

令和 **7** 年度

神奈川県労働局の重点施策

すべての人がいきいきと働くかながわを目指して



I 賃金引上げに向けた支援と非正規雇用労働者への支援

1. 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援
2. 同一労働同一賃金の遵守の徹底
3. 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

II リ・スキリングの推進

1. リ・スキリングによる能力向上支援
2. 労働移動の円滑化

III 人手不足対策

1. ハローワークにおける求人充足サービスの充実
2. 人材不足分野における人手確保支援
3. 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応

IV 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

1. 多様な人材の就労・社会参加の促進
2. 女性活躍促進に向けた取組促進等
3. 総合的なハラスメントの防止
4. 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
5. フリーランスの就業環境の整備
6. 安全で健康に働くことができる環境づくり



厚生労働省

神奈川県労働局 労働基準監督署
公共職業安定所

神奈川県労働局

検索

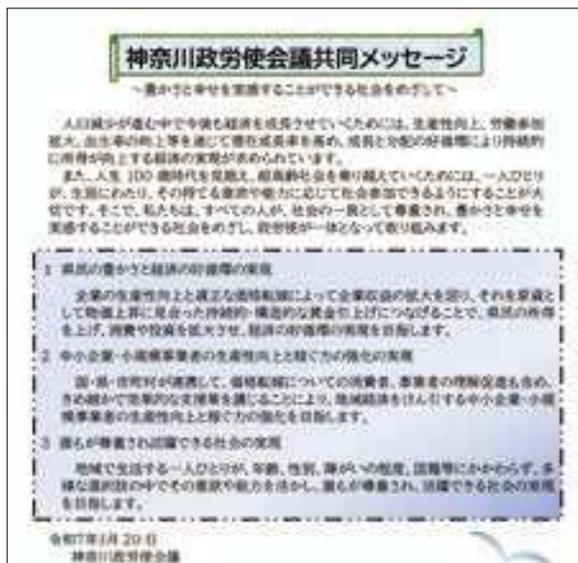
ホームページ



各施策の具体的な内容や各種統計等の詳細については神奈川県労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/> をご覧ください

1 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援

最低賃金の履行確保に取り組むとともに、業務改善助成金など「賃上げ」支援パッケージにより、生産性向上を通じた中小企業等の賃金引上げを支援します。また、賃上げの原資が確保されるよう、中小企業庁等と連携して適正な価格転嫁などの環境整備にも取り組みます。



【神奈川政労使会議（2025年1月20日）】
写真提供：神奈川県

2 同一労働同一賃金の遵守の徹底

労働局が労働基準監督署と連携して効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、基本給・賞与について見直しを促す働きかけ、監督署による点検要請、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促し、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

3 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために令和5年10月に新設した「社会保険適用時処遇改善コース」のほか、「正社員化コース」、「賃金規定等改定コース」をはじめとした各コースの周知や活用勧奨等を行います。

神奈川働き方改革推進支援センター（厚生労働省委託事業） ☎ 0120-910-090

働き方改革推進のため、就業規則の作成方法や賃金規定の見直し、人材不足対応、長時間労働の削減、非正規労働者の処遇改善、ハラスメント対策、労働関係助成金の活用など、労務管理全般に関する相談対応等を無料で行います。



Ⅱ

リ・スキリングの推進

1 リ・スキリングによる能力向上支援

● 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、教育訓練給付制度の拡充について、様々な機会を捉えて積極的な周知を実施するとともに、理由を問わず電子申請を行うことができることについても引き続き周知を図ります。

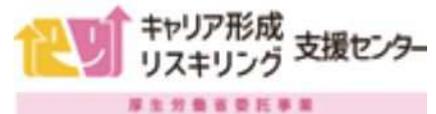
● 地域職業能力開発促進協議会の活用

地域職業能力開発促進協議会において、地域の訓練ニーズを把握し、公的職業訓練のコース設定及び教育訓練給付指定講座の確保に活用し、必要な訓練機会の提供に繋がります。

また、ワーキンググループにおいて、訓練効果の検証及び訓練カリキュラム改善促進策の検討など、地域の課題に沿った議論を行い、効果的な人材育成の推進に努めます。

● キャリア形成・リスキリング事業の実施

労働者の在職時からの継続的なキャリア形成やリスキリングに係る支援を推進するため、在職者や企業、学校を対象にキャリア形成支援を行う「キャリア形成・リスキリング支援センター」（厚生労働省委託事業）を周知するとともに、ハローワークに「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントによる相談を行います。



● 公的職業訓練のデジタル分野の重点化

適切な受講勧奨を通じてデジタル分野の公的職業訓練への受講を促進し、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野での再就職の実現に取り組みます。

● 中小企業への資金助成の拡充等による企業における人材育成の推進

人材開発支援助成金の「事業展開等リスキリング支援コース」及び「人への投資促進コース」の周知・活用勧奨を行うとともに、デジタル分野等での活用の促進を図ります。

2 労働移動の円滑化

● 「job tag」や「しょくばらば」の活用による労働市場情報の見える化の推進

円滑な労働移動を実現するためには、「労働市場情報の見える化」を進め、マッチング機能の強化を図ることが重要であり、「job tag（職業情報提供サイト）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、job tagの積極的な周知を行います。また、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」及びこれを踏まえた「しょくばらば（職場情報総合サイト）」の利活用等について周知を実施していきます。



● ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

ハローワークにおける職業相談・紹介業務について、ハローワーク職員に対し、キャリアコンサルタントの資格取得を促進し、キャリアコンサルティング機能の強化を図ります。

III

人手不足対策

1 ハローワークにおける求人充足サービスの充実

ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図ります。

2 人材不足分野における人材確保支援

医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野など特に人材が不足している分野の人材確保のため、県内8か所（横浜・戸塚・川崎・平塚・藤沢・相模原・川崎北・港北）のハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、業界研究セミナーや事業所見学会・就職面接会等を定期的開催し、人材確保を支援します。

また、専門窓口未設置のハローワークも含め、魅力ある職場づくりを支援するため、事業主の行う雇用管理への相談援助も実施していきます。希望する事業所には社会保険労務士による訪問相談も無料で行います。



3 雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)への対応

労働局に設置した『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』において、相談窓口寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、窓口の周知に努めます。

雇用仲介事業についての新たなルールへの対応について、適切に履行されるよう取り組みます。また、アプリを使用して短時間・単発の仕事を紹介するいわゆる「スポットワーク」の雇用仲介事業者には法違反が認められた場合には、適切に指導を行います。

法令順守徹底のルール	①お祝い金・転職勧奨禁止について職業紹介事業の許可条件に追加 ②募集情報等提供事業について労働者の登録から就職・定着までの全ての過程における金銭等の提供を原則禁止
雇用仲介事業者のさらなる見える化	①職業紹介事業者の手数料実績（職種ごと・平均手数料率）の公開義務化 ②募集情報等提供事業者の利用料金・違約金規約の明示義務化

IV

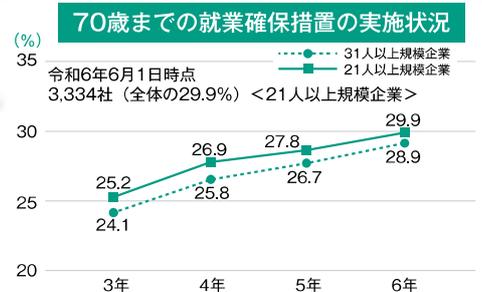
多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

1 多様な人材の就労・社会参加の促進

高年齢者の就労促進

働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず、その能力・経験を十分に発揮し活躍できる社会を実現するため、70歳までの就業確保措置を事業主の努力義務とする改正高年齢者雇用安定法を周知するとともに、高年齢者雇用に積極的に取り組む企業への支援を行います。

また、県内14か所のハローワークに「生涯現役支援窓口」を設置し、65歳を超えても働くことを希望する高年齢求職者に対し、高年齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによりマッチング支援を行うとともに、公益財団法人産業雇用安定センターと連携し、65歳以上の再就職支援に重点的に取り組みます。



● 障害者の就労促進

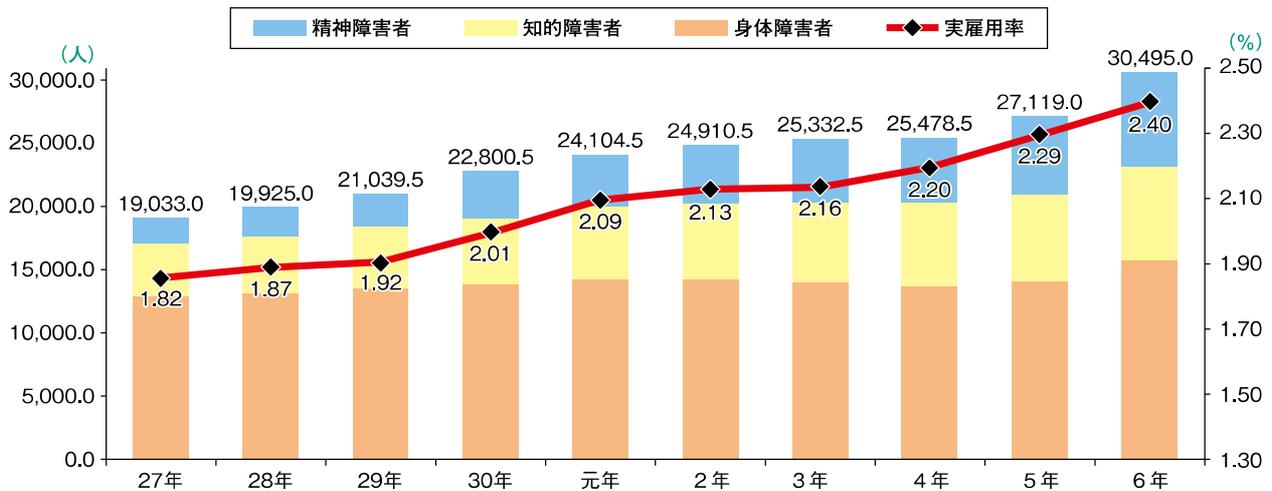
多様な障害の特性に対応した就労支援に取り組みます。法定雇用率の引上げ等[※]により、障害者雇用の機会増加が見込まれることから、未達成企業の指導・助言の強化に取り組むとともに、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施します。

また、事業主が雇用する障害者のキャリア形成支援など適正な雇用管理に一層取り組むよう、事業主への助言・指導を行います。

(※民間企業における法定雇用率は、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引上げ。また、令和7年4月に除外率が一律10%引下げ。)



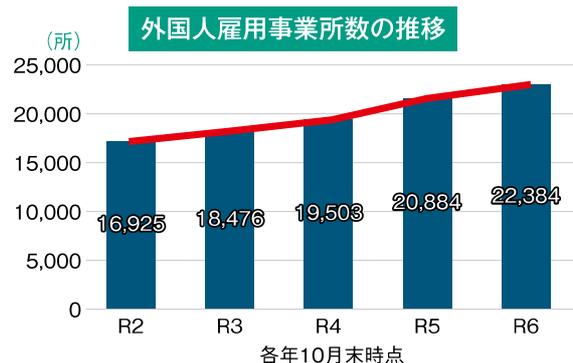
神奈川の民間企業における障害者の雇用状況



- ※1 (出典) 神奈川県労働局 障害者雇用状況報告による。
- ※2 平成18年から平成24年は雇用義務がある企業(56人以上規模)についての集計。法定雇用率は1.8%
- ※3 平成25年から平成29年は雇用義務がある企業(50人以上規模)についての集計。法定雇用率は2.0%
- ※4 平成30年から令和2年は雇用義務がある企業(45.5人以上規模)についての集計。法定雇用率は2.2%
- ※5 令和3年から令和5年は雇用義務がある企業(43.5人以上規模)についての集計。法定雇用率は2.3%
- ※6 令和6年は雇用義務がある企業(40.0人以上規模)についての集計。法定雇用率は2.5%

● 外国人労働者に対する就職支援

県内6か所(横浜・川崎・平塚・藤沢・厚木・大和)のハローワークに通訳員を配置し、通訳・多言語音声翻訳機器や13か国語に対応した多言語コンタクトセンターを活用した多言語による相談を行います。また、県内2か所(横浜・川崎)の新卒応援ハローワークを中心に、大学等の教育機関と連携した外国人留学生等の就職支援を実施します。外国人労働者を雇用する事業所に対しては、外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行います。



● 多言語による労働条件等の相談支援体制の整備

外国人労働者相談コーナー（労働局：英語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語、厚木労働基準監督署：スペイン語）において相談対応します。

● 就職氷河期世代を含む中高年齢層へ向けた就職支援

就職氷河期世代の就労支援は、令和7年度以降、中高年齢層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援するため、県内4か所のハローワーク（横浜・藤沢・相模原・川崎北）に設置された専門窓口が中心となり、専門スタッフによる伴走型のチーム支援を実施し、不安定な働き方から正社員雇用への転換を後押しします。

● 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進するため、地方公共団体庁舎内へのハローワーク常設窓口の設置（26か所）や、福祉事務所等への定期的な巡回相談、就職面接会の実施により、ハローワークと地方公共団体が一体となって、早期かつきめ細かな就労支援を実施します。

● 困難な課題を抱える若年者・新規学卒者等への支援

就労に当たって様々な課題を有する若年者に対し、横浜わかものハローワーク及びハローワークにおいて、個別支援担当制で、職業相談から職場定着までの一貫した丁寧な支援を実施します。

また、就職活動に多様な課題を抱える新規学卒者に対し、新卒応援ハローワーク（横浜・川崎）及びハローワークにおいて、学校や関係機関と連携し、きめ細かな支援を実施します。

【横浜わかものハローワークHP】



新規学卒者も含め就労に多種多様な困難を抱える若年者に対し、全ハローワークと県内6つの地域若者サポートステーションは、相互の連携を図り就職から職場定着まで一連の支援を実施します。また、企業と地域若者サポートステーションの積極的なマッチングの機会を設けます。

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」についてあらゆる機会を捉えて周知を行い推奨します。



【神奈川県労働局HP：
ユースエール認定制度】

2 女性活躍促進に向けた取組促進等

女性活躍促進のための支援

女性活躍推進法に基づき常用労働者数 301 人以上の事業主に義務付けられている男女の賃金の差異に係る情報公表等について着実な履行確保を図るとともに、男女の賃金の差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善の取組を促します。

女性活躍推進法の改正法案が成立した場合には、改正内容について労使に十分に理解されるよう、周知に取り組みます。

また、月経、更年期等といった女性の健康課題への取組について、企業の自主的な取組を支援します。

【女性の活躍推進企業データベース】



マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する支援

県内2か所（横浜・相模原）のマザーズハローワーク及び7か所（川崎・横須賀・藤沢・厚木・川崎北・港北・大和）のハローワークに設置されたマザーズコーナーにおいて、子供連れでも安心して求職活動ができる環境を整え、就職を希望する子育て中の女性等の個々のニーズに沿った就職支援を実施します。また、地方自治体と連携し、子育てに係る行政サービス情報を提供するほか、柔軟な求職活動を行えるようオンラインを活用した就職支援や、地域の子育て拠点等へのアウトリーチを一層推進します。



3 総合的なハラスメントの防止

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等、職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し、厳正な指導の実施等により、引き続き法の履行確保を図ります。

カスタマーハラスメント、就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図ることにより、企業の取組を促します。また、労働施策総合推進法等の改正法案が成立した場合には、改正内容が十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組みます。



【あかるい職場応援団】



4 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と育児・介護の両立支援

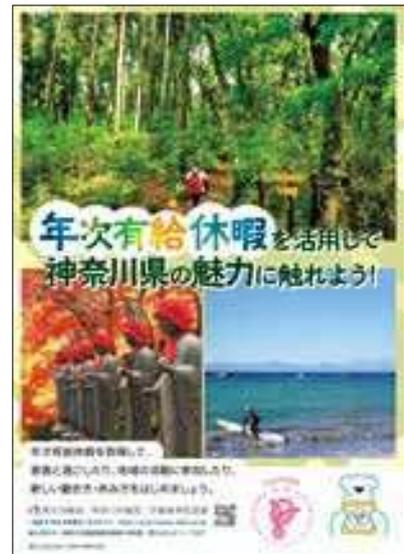
育児期の柔軟な働き方の実現や介護離職防止のための制度周知等を目的とする改正育児・介護休業法の内容について引き続き周知を行うとともに、法の着実な履行に取り組みます。あわせて、労働者の権利侵害が疑われる事案等を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導を行います。

また、育児休業の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付ける改正次世代育成支援対策推進法の内容について十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知を行い、着実な履行確保を図ります。



● 多様な働き方、働き方・休み方改革

- ◆ 個々のニーズに基づき、働く場所や時間を柔軟に設定できるテレワーク制度の導入・定着促進については「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」の支給により支援します。
- ◆ 年次有給休暇の取得促進（目標取得率70%以上）に向けて、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行います。
- ◆ 勤務間インターバル制度の導入促進に当たっては、働き方改革推進支援助成金を活用して、時間外労働の削減等の取組支援を行います。



写真提供：公益社団法人 神奈川県観光協会

5 フリーランスの就業環境の整備

令和6年11月に施行された「フリーランス・事業者間取引適正化等法」について、フリーランスから就業環境整備違反に関する申出があった場合には、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、法の着実な履行確保を図ります。

また、フリーランスから委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

労災保険特別加入制度の対象に特定フリーランス事業が追加されたため、労災保険の特別加入を希望するフリーランスに対し説明するなど適切に対応します。

6 安全で健康に働くことができる環境づくり

● 長時間労働の抑制

- ◆ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、時間外・休日労働時間が80時間を超えていると考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。
- ◆ 建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制遵守には、建設工事発注者、荷主等の理解が重要であるため、上限規制や配慮の重要性を周知します。

● 労働条件の確保・改善対策

基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立、定着のために、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。



【厚生労働省HP
(時間外労働の
上限規制関係)】



第14次防労働災害防止計画 (神奈川計画)の推進

労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、中間年度となる第14次労働災害防止計画(神奈川計画)の目標達成に向け、同計画に基づき次の取組を行います。

◆事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策の必要性や意義とともに経営や人材確保・育成の観点からプラスになることを積極的に周知啓発します。

令和7年1月から義務化された労働者死傷病報告の電子申請が円滑に移行できるよう懇切丁寧な説明を行います。

◆高齢労働者の労働災害防止及び労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」及びエイジフレンドリー補助金(新たなコース新設)の周知を図ります。

県内の小売業、介護施設を構成員とするそれぞれの+ Safe 協議会の活性化を図るとともに、取組成果を広く伝え、また、転倒・腰痛災害防止大会を開催して、安全衛生に対する機運の醸成を図ります。



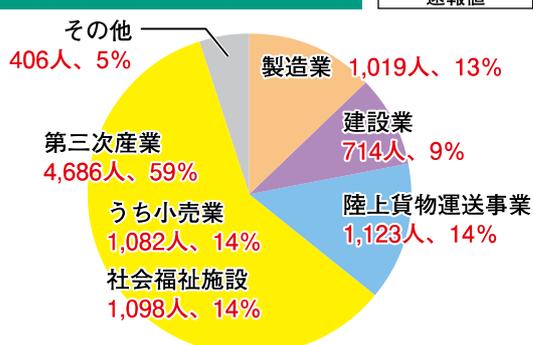
【厚生労働省 HP：
高齢労働者の安全衛生対策について】



◆外国人労働者等の労働災害防止の推進

外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等について情報を発信する等して、外国人労働者の労働災害防止対策を推進します。

業種別死傷災害件数(令和6年)



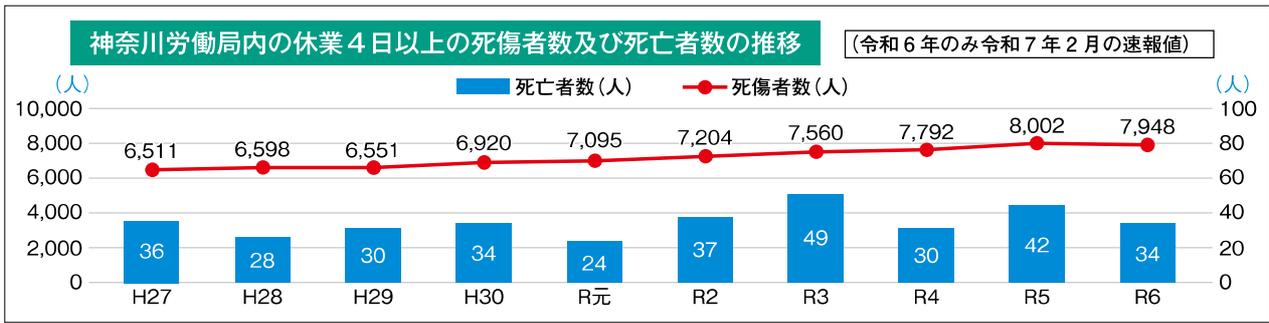
【労働安全衛生法関係の
届出・申請等帳票印刷
に係る入力支援サービス】

◆個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

今年度から立入禁止や退避等の措置(安衛法第20条、第21条及び第25条)が労働者以外の作業者にも拡大されるため、周知及び指導を徹底します。また、令和6年5月28日策定の「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」の周知・啓発を図ります。

◆業種別の労働災害防止対策の推進

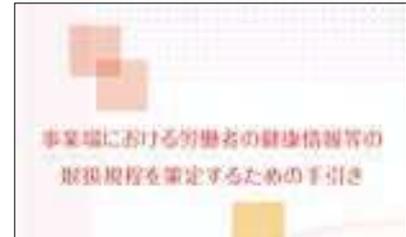
- 陸上貨物運送事業については、改正安衛則(昇降設備及び保護帽、テールゲートリフター特別教育)の周知徹底により荷役作業の災害の防止を図るとともに、荷主等にも「陸上貨物運送事業における荷役作業における安全対策ガイドライン」の周知、取組の促進を図ります。
- 建設業については、墜落・転落災害防止対策など強化された安衛則や改正された関係ガイドラインについて周知、指導等を行う等建設工事における労働災害防止対策の推進を図ります。
- 製造業については、機械災害防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、リスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進します。



労働者の健康確保対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、医師による面接指導やストレスチェック制度の導入等に向けた指導を引き続き展開します。

治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、ガイドライン等の周知啓発を行います。



化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質の自律的管理に向けた指導を実施するほか、熱中症による労働災害防止に向けたSTOP!熱中症クールワークキャンペーン（職場における熱中症予防対策）を展開します。

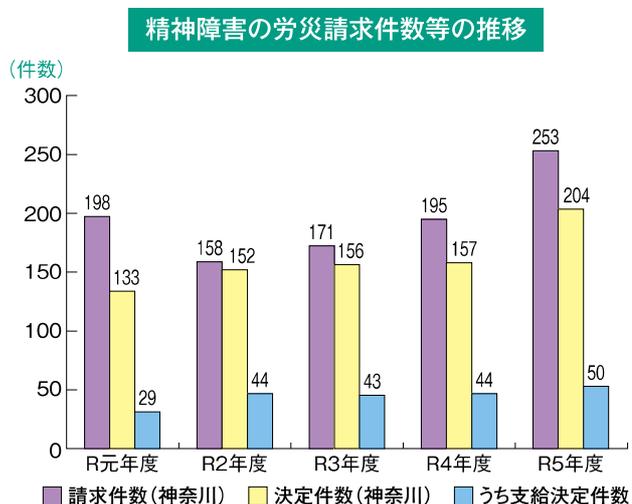
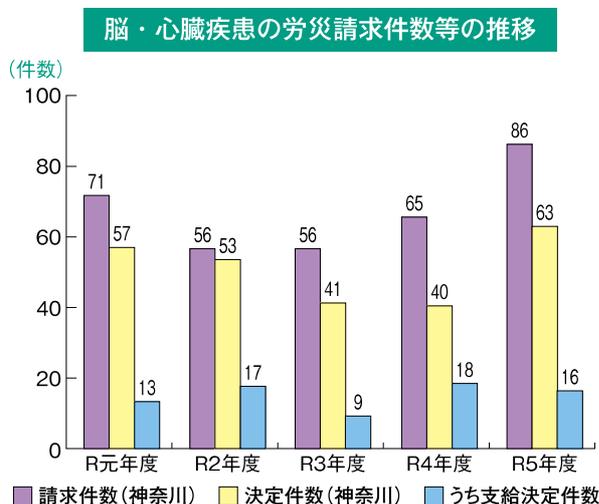
建築物等の解体・改修作業等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底について工事等の受発注者への周知啓発を引き続き図ります。

今後の安全衛生対策について

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策の推進、機械等による労働災害防止の促進等、高齢者の労働災害防止の推進、治療と仕事の両立支援対策の推進等に係る労働安全衛生法等の改正法案等が成立した場合には、円滑な施行に向けて、改正内容について十分な周知に取り組みます。

労災保険給付の迅速・適正な給付

社会的関心が高い過労死等事案については請求件数が年々増加しているところ、認定基準等に基づく迅速・適正な事務処理を一層推進します。



労働基準監督署

監督署名	管 轄	所 在 地	電 話 番 号
横浜南	中区、南区、磯子区、港南区、金沢区	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 9階	045-211-7374 (監督) 045-211-7375 (安全衛生) 045-211-7376 (労災保険)
鶴 見	鶴見区 (扇島を除く)	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-501-4968 (監督) 045-279-5486 (安全衛生) 045-279-5487 (労災保険)
横浜西	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区、保土ヶ谷区、旭区	〒240-8612 横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311 (監督) 045-287-0274 (安全衛生) 045-287-0275 (労災保険)
横浜北	神奈川区、西区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-4-1 日本生命新横浜ビル 3・4階	045-474-1251 (監督) 045-474-1252 (安全衛生) 045-474-1253 (労災保険)
川崎南	川崎区、幸区、鶴見区扇島	〒210-0012 川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1271 (監督) 044-244-1272 (労災保険) 044-244-1273 (安全衛生)
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、麻生区、中原区	〒213-0001 川崎市高津区溝口 1-21-9	044-382-3190 (監督) 044-382-3191 (安全衛生) 044-382-3192 (労災保険)
横須賀	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡	〒238-0005 横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
藤 沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3階	0466-23-6753 (監督) 0466-97-6748 (安全衛生) 0466-97-6749 (労災保険)
平 塚	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡	〒254-0041 平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615 (監督) 0463-43-8618 (安全衛生) 0463-43-8616 (労災保険)
相模原	相模原市	〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4階	042-752-2051 (監督) 042-861-8631 (安全衛生) 042-861-8632 (労災保険)
厚 木	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡、大和市、綾瀬市	〒243-0018 厚木市中町 3-2-6 厚木 T ビル 5階	046-401-1641 (監督) 046-401-1960 (安全衛生) 046-401-1642 (労災保険)
小田原	小田原市、足柄下郡、南足柄市、足柄上郡	〒250-0011 小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原9階	0465-22-7151 (監督・安全衛生) 0465-22-7152 (労災保険)

公共職業安定所 (ハローワーク)

安定所名	管 轄	所 在 地	電 話 番 号
横 浜	中区、南区、磯子区、港南区、神奈川区、西区、保土ヶ谷区、旭区	〒231-0001 横浜市中区新港 1-6-1 よこはま新港合同庁舎 1・2階 (本庁舎)	045-663-8609
		〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 STビル 4階 (分庁舎)	
	横浜港労働出張所	〒231-0002 横浜市中区海岸通 4-23	045-201-2031
戸塚	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区	〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町 3722	045-864-8609
港北	港北区、緑区、青葉区、都筑区	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 1・3・4階	045-474-1221
横浜南	金沢区、横須賀市のうち船越町、港が丘、田浦町、田浦港町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取、湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、追浜南町、逗子市、三浦郡	〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6	045-788-8609
川 崎	鶴見区 (横浜市)、川崎区、幸区	〒210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	044-244-8609
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、麻生区、中原区	〒213-8573 川崎市高津区千年 698-1	044-777-8609
		〒213-0011 川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノ口ビル 4階	
横須賀	横須賀市 (横浜南所管轄を除く)、三浦市	〒238-0013 横須賀市平成町 2-14-19	046-824-8609
藤 沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 1・2階	0466-23-8609
平 塚	平塚市、伊勢原市、中郡	〒254-0041 平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 1・2階	0463-24-8609
小田原	小田原市、足柄下郡	〒250-0011 小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原9階	0465-23-8609
相模原	相模原市	〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 1階	042-776-8609
厚 木	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡	〒243-0003 厚木市寿町 3-7-10	046-296-8609
大 和	大和市、綾瀬市	〒242-0018 大和市深見西 3-3-21	046-260-8609
松 田	秦野市、南足柄市、足柄上郡	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領 2037	0465-82-8609

ハローワークの付属施設

ハローワークプラザよこはま 〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜STビル1階	☎ 045-410-1010	マザーズハローワーク横浜 〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜STビル16階	☎ 045-410-0338
ハローワークプラザ新百合ヶ丘 〒215-0004 川崎市麻生区万福寺 1-2-2 新百合トウエンティワン 1階	☎ 044-969-8615	相模大野職業相談コーナー ☎ 042-862-0040	
ハローワークプラザ湘南 〒252-0804 藤沢市湘南台 1-4-2 ビノスビル 6階	☎ 0466-42-1616	マザーズハローワーク相模原 〒252-0303 相模原市南区相模大野 3-11-7 相模大野 B&Vビル 5・6階	☎ 042-862-0042
かながわ若者就職支援センター(ハローワークコーナー) 〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜STビル 5階	☎ 045-410-3357	伊勢原市ふるさとハローワーク 〒259-1131 伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ 5階	☎ 0463-95-5652
シニア・ジョブスタイル・かながわ(ハローワークコーナー) 〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜STビル 5階	☎ 045-412-4123	茅ヶ崎市ふるさとハローワーク 〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-32 茅ヶ崎市勤労市民会館 2階	☎ 0467-86-0562
横浜新卒応援ハローワーク 〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜STビル16階	☎ 045-312-9206	秦野市ふるさとハローワーク 〒257-0051 秦野市今川町 1-3 秦野駅前農協ビル 3階	☎ 0463-84-0810
川崎新卒応援ハローワーク 〒210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	☎ 044-244-8609	相模原市総合就職支援センター(ハローワークコーナー) 〒252-0143 相模原市緑区橋本 6-2-1 シティプラザはしもと 6階	☎ 042-700-1560
横浜わかものハローワーク 〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2 合同庁舎 3階	☎ 045-227-8609		

神奈川県労働局各課・室一覧

〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2 合同庁舎 8・13階 (本庁舎)				
総務部	総務課	8階	労働局職員の人事・福利厚生、会計、総務	☎ 045-211-7350
			情報公開	☎ 045-211-7349
雇用環境・均等部	企画課	13階	広報、企画調整、両立支援等助成金・業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金等の受付	☎ 045-211-7357
	指導課		男女雇用機会均等、仕事と家庭の両立、総合労働相談(ハラスメント含む)、ワーク・ライフ・バランス、フリーランス(就業環境の整備に限る)	☎ 045-211-7380
労働基準部	監督課	8階	労働条件の確保、事業場の監督指導	☎ 045-211-7351
	安全課		労働災害の防止等	☎ 045-211-7352
	健康課		労働者の健康管理、作業環境の改善等	☎ 045-211-7353
	賃金室		最低賃金及び最低工賃の決定等	☎ 045-211-7354
	労災補償課		労災補償等	☎ 045-211-7355
	労災補償課分室		13階	労災医療費の審査
〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-77-2 大和地所馬車道ビル 2・3・5・9階 (分庁舎)				
総務部	労働保険徴収課	9階	労働保険料の徴収・収納、労働保険関係の成立、保険料申告の事務	☎ 045-650-2803
職業安定部	職業安定課	3階 (助成金は5階)	職業紹介、雇用保険	☎ 045-650-2800
	職業対策課		高齢者・障害者等の雇用促進、助成金の受付、相談	☎ 045-650-2801
	訓練課		求職者支援制度、職業訓練	☎ 045-277-8802
	需給調整事業課		2階	労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出及び指導等

総合労働相談コーナー

神奈川県労働局雇用環境・均等部 指導課総合労働相談コーナー	〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2 合同庁舎 13階	☎ 045-211-7358	
横浜駅西口総合労働相談コーナー	〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜STビル 11階	☎ 045-317-7830	
労働基準監督署内総合労働相談コーナー (各労働基準監督署に設置してあります。)	横浜南 ☎045-274-8295	鶴見 ☎045-279-5482	横浜西 ☎045-287-0268
	横浜北 ☎045-274-8319	川崎南 ☎044-381-5279	川崎北 ☎044-381-9435
	横須賀 ☎046-823-0858	藤沢 ☎0466-23-7223	平塚 ☎0463-43-8615
	相模原 ☎042-752-1427	厚木 ☎046-401-1965	小田原 ☎0465-22-7151

労働基準監督署

1. 事業場に対する指導
2. 重大・悪質な法違反事案等についての司法処分
3. 事業主等から提出される許可申請、認定申請、届出等の処理
4. 申告・相談等に対する対応
5. 機械設備等の安全・衛生面の指導
6. 災害調査の実施・統計調査の実施
7. 労災保険の給付及び社会復帰促進事業
8. 労働保険の適用・徴収

公共職業安定所(ハローワーク)

1. 仕事をお探しの方へのサービス
 - ① 窓口での職業相談・職業紹介
 - ② 求人情報の提供
 - ③ 雇用保険の給付
 - ④ 職業能力向上のための職業訓練等の相談
2. 事業主の方へのサービス
 - ① 求人の受付・人材の紹介
 - ② 雇用保険の適用
 - ③ 雇用管理指導
(障害者・高齢者・外国人の雇用など)